

「下水道使用料の改定（案）について」に関するパブリックコメントの結果について

- (1) 意見の募集期間 令和4年3月1日（火）から  
令和4年3月31日（木）まで
- (2) 意見を提出された方 3名
- (3) 意見の件数 7件
- (4) 意見の概要及び市の考え方（※意見の概要につきましては、要約していますので  
ご了承ください。）

【下水道使用料の改定理由について（1）】

No. 1

意見の概要	行政予算から下水道事業に対しての予算を増やしてもらえないか。
市の考え方	下水道は整備された区域の人しか使用することができません。また、下水道事業は独立採算により経営する事業であり、赤字補てんのための一般会計からの繰入金、下水道整備区域以外の市民の方も負担する税金が財源となっていることから、使用者負担の適正化・公平化を実現し、早急に削減を図る必要があると考えています。

【下水道使用料の改定理由について（2）】

No. 2

意見の概要	<p>下水道事業については、競争相手がおらず過度な企業経営は必要ないため、必要利益＝（借入金返済額－減価償却費）の単純な計算式による財政見込みを立てることができ、令和6年度下水道管布設工事の完了後は、50年とされる耐用年数に合わせた設備投資のみが課題になること、経営戦略においては、類似都市や県・国との比較がされているが、江南市には江南市の経緯や事情があるため、市の実態に合わせた対策を導き出すことが肝要であること、加えて、下水道の使用に際しては、都市計画税以外に受益者負担金や数十万円となる宅内工事費等の新たな負担が伴うことに対する配慮を欠き、もっぱら利益を上げることが自己目的化しており、受益者負担を絶対者に仕立て、必要のない資本主義的企業運営・会計を持ち込むものとなっていること、これらの点を踏まえた結論として、今、使用料を引き上げなければならない理由はないと考えます。</p> <p>また、使用料の引き上げは、水洗化率向上の障害にもなりかねず、令和6年度を目途に、水洗化率90%以上を前提とした収支見込みを立て、「無競争」「無拡大」「無税・無配当」「無生産」の経営戦略に沿って、必要利益＝（借入金返済額－減価償却費）の単純で最も</p>
-------	--

	<p>原則的な計算式のもと、使用料の在り方を検討するべきであると考えます。</p> <p>なお、その間に資金需要で不足分が発生すれば赤字分の充当ではなく、あくまで資金需要の不足分として、一般会計からの資金投入が前提であると考えます。</p>
市の考え方	<p>現在、下水道事業では、汚水処理費に対し使用料収入が不足し、市の一般会計から多額の基準外繰入金を繰り入れる厳しい経営状況となっています。このような状況を踏まえ、経営戦略策定の際に、投資・財源試算を行った結果、将来的に下水道事業を安定的に経営するためには早期の使用料の改定が必要であることが明確となりました。また、使用料の改定を先延ばしにすると、将来、必要な財源を確保しようとした場合、使用料の改定率が大きくなり、市民生活への影響も大きくなる可能性があることから、基準外繰入金による一般会計の負担や企業債（借金）による将来世代の負担を減らすため、令和6年度に予定している下水道布設工事の整備完了（一部地域を除く）に先立ち、使用料の改定を段階的に実施する必要があります。</p> <p>市としても、引き続き水洗化率の向上への取り組みや、事業の効率化に努めていきますが、下水道の利用者の方に対しては、受益者負担の原則に基づく適切な使用料による公平な負担をお願いしたいと考えています。</p>

【使用料改定の基本的考え方について（1）】

No. 3

意見の概要	<p>低所得者世帯（生活保護受給者、非課税世帯）の使用料を下げしてほしい。</p>
市の考え方	<p>下水道事業は独立採算により経営する事業であり、汚水処理にかかる費用は利用者からの使用料収入によりまかなうことが原則とされています。現在、下水道事業は、赤字補てんのため市から多額の繰入金を繰り入れている厳しい経営状況となっており、非課税世帯等の低所得者層に対する使用料の減額等の軽減措置の実施については困難です。</p>

【使用料改定の基本的考え方について（2）】

No. 4

意見の概要	<p>有料道路使用のように年々、使用料を少なくしてほしい。</p>
市の考え方	<p>人口減少等を要因とする将来的な使用水量の減少による収入減、下水道施設の維持管理費の増加等による支出増に対応し、安定して</p>

	事業の運営を維持していくためには、適正な使用料に改定する必要がありますと考えています。
--	---

【使用料体系表について（1）】

No. 5

意見の概要	“浴場汚水は現行どおりです。”とありますが、なぜ改定しないのですか？
市の考え方	現在、本市では浴場汚水の使用料を設定していますが、該当事業所がなく、使用料による収入もないため、将来の財政見通しに係る検討においては考慮せず、使用料については現行どおりとしています。

【使用料体系表について（2）】

No. 6

意見の概要	使用料体系表は税抜きで表示されていますが、消費税法違反ではないですか？																																		
市の考え方	<p>使用料は、通常2ヶ月単位で消費税を計算し、端数処理のうえ請求しています。今回の改定案では、1ヶ月単位の使用料金表及び計算例のため、税抜表示としていましたが、消費税の総額表示が義務付けられていることから、ご指摘のとおり税込表示が望ましいものと考えますので、次のとおり税込表示とします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin: 10px 0;"> <p>使用料体系表</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">1ヶ月あたり・税込</th> <th rowspan="2">現行</th> <th colspan="2">改定後使用料(1㎡あたり)</th> <th colspan="2">前段階との差</th> </tr> <tr> <th>第一段階 R5.4月～</th> <th>第二段階 R9.4月～</th> <th>第一段階</th> <th>第二段階</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">用途</td> <td>基本使用料</td> <td>467.5円</td> <td>671.0円</td> <td>770円</td> <td>203.5円</td> <td>99円</td> </tr> <tr> <td rowspan="9">水量区分(㎡)</td> <td>現行</td> <td rowspan="9">0円</td> <td rowspan="9">26.4円</td> <td rowspan="9">30.8円</td> <td rowspan="9">26.4円</td> <td rowspan="9">4.4円</td> </tr> <tr> <td>基本水量</td> </tr> <tr> <td>1～5</td> </tr> <tr> <td>6～10</td> </tr> <tr> <td>11～20</td> </tr> <tr> <td>21～30</td> </tr> <tr> <td>31～50</td> </tr> <tr> <td>51～100</td> </tr> <tr> <td>101～500</td> </tr> <tr> <td>501～</td> </tr> </tbody> </table>	1ヶ月あたり・税込		現行	改定後使用料(1㎡あたり)		前段階との差		第一段階 R5.4月～	第二段階 R9.4月～	第一段階	第二段階	用途	基本使用料	467.5円	671.0円	770円	203.5円	99円	水量区分(㎡)	現行	0円	26.4円	30.8円	26.4円	4.4円	基本水量	1～5	6～10	11～20	21～30	31～50	51～100	101～500	501～
1ヶ月あたり・税込					現行	改定後使用料(1㎡あたり)		前段階との差																											
		第一段階 R5.4月～	第二段階 R9.4月～	第一段階		第二段階																													
用途	基本使用料	467.5円	671.0円	770円	203.5円	99円																													
	水量区分(㎡)	現行	0円	26.4円	30.8円	26.4円	4.4円																												
		基本水量																																	
		1～5																																	
		6～10																																	
		11～20																																	
		21～30																																	
		31～50																																	
		51～100																																	
		101～500																																	
501～																																			

1 か月使用料の比較							
新旧使用料比較 (税込)		使用水量					
		5 m <sup>3</sup>	10 m <sup>3</sup>	20 m <sup>3</sup>	30 m <sup>3</sup>	40 m <sup>3</sup>	50 m <sup>3</sup>
現行使用料(円)		467.5	935.0	1,980.0	3,300.0	4,895.0	6,490.0
改定後	R 5. 4月～	803.0 (+335.5)	1,347.5 (+412.5)	2,568.5 (+588.5)	4,108.5 (+808.5)	5,967.5 (+1072.5)	7,826.5 (+1,336.5)
	R 9. 4月～	924.0 (+121.0)	1,529.0 (+181.5)	2,882.0 (+313.5)	4,587.0 (+478.5)	6,644.0 (+676.5)	8,701.0 (+874.5)

【新使用料の適用開始日について (1)】

No. 7

意見の概要	<p>「下水道使用料の改定(案)について」では、令和9年度で料金のアップは終わりのようになっています。下水道事業経営戦略では、“計画期間終了後も使用料の定期的な見直しが必要となります”とか“今後20年間の投資・財政計画では定期的に使用料を改定すると仮定しています”とありますので、定期的な改定があることをQ&amp;Aに記載すべきではないですか？</p>
市の考え方	<p>公益社団法人日本下水道協会が発行する「下水道使用料算定の基本的考え方」において、下水道使用料は、3年から5年での見直しが適当とされています。</p> <p>経営戦略では、令和9年度に使用料を改定した場合でも、令和14年度以降も単年度で収支不足が発生する見込みとなっています。将来にわたって安定した下水道事業の運営を維持していくためには、令和9年度の改定後も、定期的な使用料の見直しが必要となり、下水道への接続状況等により収支状況が変わってきますので、令和9年度以降は改めて見直しについて検討します。</p> <p>また、Q&amp;Aにおいては、Q5の文章末に“また、計画期間の終了後も、必要に応じた定期的な見直しを行っていく予定です。”と追加します。</p>